明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四三）　一
〔府令・省令〕
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通二）　三
〔省　令〕
○外国為替に関する省令の一部を改正する省令（財務六一）　三

府令

○内閣府令第四十三号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年九月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三